

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る実施方針等に対する質問への回答

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
1	実施方針	11	Ⅲ	3	(2)	(イ)		本件施設の建築物等の設計・建設(改修)及び既存設備解体撤去を行う者の要件	本件施設の建築物等の建設(改修)を複数の構成員又は協力企業で実施すること(特定建設企業体)を想定しています。特定建設企業体を組成する場合、資本関係を有する企業による組成は可能でしょうか。	お見込みのとおりです（可能です）。
2	実施方針	14	Ⅳ	4				地元雇用や地元企業の活用	「地元雇用の配慮や地元企業の活用に努める」とありますが、本事業はWTO政府調達協定の対象案件ですので、本件は努力目標であると判断しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針 添付資料-5 リスク分担	-						共通制度関連法制度リスク・税制度リスク	法制度リスク（9）・税制度リスク（10）について、民間事業者ではコントロールやコスト化出来ないリスクは個別に協議とさせていただきます。	今後公表する入札説明書等で示します。
4	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1.1.4	第1章	第1節	9	(2)		竣工	本工期内における工程例がありますが、工程については事業者提案としても宜しいでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
5	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1.1.4	第1章	第1節	9	(2)		竣工	本工期内における工程例では、閉鎖業務（貴市）完了後に既存設備の除染工事着手になっています。除染工事着手が可能な状況（計画、申請等が完了）であれば、閉鎖業務完了前から着手できると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1.2.2	第1章	第1節	7	(2)	オ	余熱利用設備	余熱利用として場内給湯がありますが、使い勝手やエネルギー効率等を考慮して個別給湯方式を併用するといった事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
7	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1.6.5	第1章	第6節	2	(2)	11	引渡性能試験方法 ガス温度等	備考欄に「測定開始前に、計器の校正を本市立会いのもとに行う。」とありますが、製造メーカーの校正証明書を提示することに代えさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます（校正証明書の提示も可とします）。
8	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1.9.6	第1章	第9節	5-3	(3)		完成図書 その他	“第5章 灰溶融設備撤去後の脱炭素関連設備設置可能性検討に関する検討結果資料”の提出時期が解りませんので、ご教示ください。	事業契約締結後に着手し、その後1年間程度でのとりまとめを目標としていただきますので、市への提出はその後となります。
9	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1.12.5	第1章	第12節	4	(6)	イ	仮設工事	「シートゲートを設置する」と記載があります。場所的に風が強いと想定されるため、風通しの良いジャバラゲートに変更するなどの事業者提案は可能でしょうか。	ご提案に委ねます。

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
10	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1. 12. 5	第1章	第12節	4	(8)	ウ	工事用電力	「なお、既存施設の特別高圧受電契約が解除される（令和8 年7 月末頃の予定）まで」と記載がありますが、市様清掃期間が8月末となっており、1カ月のずれがあります。工事期間中も電源を生かす必要がある航空障害灯や雨水排水抑制施設等の機器系統の他に、工事用電力からの電源供給が必要な系統・エリア等がありましたら条件をご提示ください。	工事期間中の仮設電源供給が必要な個所は、煙突航空障害灯、雨水排出抑制施設（排出ポンプ等）、工事作業上の必要個所となります。工事作業場の必要箇所については、ご提案に委ねます。
11	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1. 12. 6	第1章	第12節	4	(14)		休業日及び作業時間	「作業時間は、原則として8時30分から午後5時までとする」と記載があります。朝礼は8時から行い（体操・KY）、作業は8時30分から開始するといった事業者提案は可能でしょうか。（朝礼は作業時間ではなく準備時間という考え方です。）	ご提案に委ねます。
12	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 4. 2	第2章	第4節	1-2			ボイラ鉄骨、ケーシング、落下灰ホッパ・シュート	ボイラ鉄骨については、調査の上で“更新／改修／補修／新設”の何れかによるものとし、具体的な考え方については事業者提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ボイラフォームや荷重が変更となること等から、既設利用する場合も部分使用が限界と思われ、今後の稼働期間も考慮すれば、一括更新が良いと考えていますが、実施設計時に協議に応じます。
13	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 4. 11	第2章	第4節	10	(2)	イ	排気復水タンク	“主要材質〔SUS304〕”とありますが、当社実績等を踏まえ、材質については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案に委ねます。
14	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 5. 1	第2章	第5節	1			減温塔	“減温塔を計画せず、安定稼働、装置の耐用が確保できる別の提案があれば、提案書を添付して提案してよい。”との記載があります。 ご指示の提案書は、1. 9. 3頁 2 実施設計図書、或いは、1. 9. 5頁 4 施工承諾申請図書 に合わせて提出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の提案は、入札時における技術提案書で提出いただく必要があります。要求水準書（案）設計・建設業務編のP 1. 9. 1～1. 9. 2に記載しております「（1）施設概要説明図書 ウ 各設備概要説明 （ウ）独自な設備の説明書」や「（3）図面 オフローシート」等で提示していただくようにしてください。
15	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 5. 4	第2章	第5節	3-2			触媒反応塔	“触媒反応塔：更新”との記載があります。 触媒反応塔の鋼製架台については、調査の上、“更新／改修／補修／新設”の何れかによるものとし、具体的な考え方については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案に委ねます。

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
16	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.6.4	第2章	第6節	3	(1)		場外余熱利用施設への 電力線供給ケーブル	“取り合い点は、余熱利用施設 1F電気室の引込盤とする。”とありますが、ご提示いただいている添付資料6の情報ではどこで取り合 うのか、またどの範囲のケーブルを更新するのかが判りかねま す。 更新範囲と取り合い点の情報追加・明確化をお願いします。	更新範囲と取り合い点については、今後公表する入札説明書等で 示します（要求水準書の添付資料で示します）。 取り合い点は「余熱利用施設 1 F 電気室の遮断器（5 2 V C B － R）の一次側断路器（高圧引込盤）ケーブルヘッド」になります。
17	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.6.4	第2章	第6節	3	(2)		場外余熱利用施設への 蒸気供給配管及び還水 配管	“既設配管を撤去して新たに接続すること。”との記載がありま す。 添付資料7に記載の取り合い点までの配管に加え、ピット10、11も 更新するものと考えて宜しいでしょうか。 また、ピット10、11の詳細図を追加ご提示ください。	要求水準書ではピットの更新は求めていますませんが、応募者による ピット更新の提案を妨げるものではありません。 ピット詳細図は、今後公表する入札説明書等で示します（要求水 準書の添付資料で示します）。
18	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.8.10	第2章	第8節	17			灰クレーン操作窓自動 洗浄装置	“灰クレーン操作室窓自動洗浄装置：更新”との記載がありま す。 添付資料17 既存施設各階機器配置図 によると、灰クレーン操作 室前の灰ピット側には、クレーン用安全通路が設置されていると 思慮します。 操作窓の清掃については、この安全通路上より、洗浄用水配管ノ ズル・ブラシ・スクレーパ等により行うという事業者提案とさせ ていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
19	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.11.1	第2章	第11節	1			特別高圧ケーブル引き 込み	「特別高圧ケーブルは既存設備で引き込み済みであるが、詳細に ついては電力会社との協議を行うこと」とのことですが、協議の 結果、工事負担金等が生じた場合は市殿にてご負担いただけるも のと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.11.4	第2章	第11節	3-2	(1)		高圧配電盤 形式	「2段積以上とする場合、前後面扉は上下に分割し、各々別個に開 閉できるよう計画すること。」とありますが、後面はケーブル接 続用に計画しており前面の分割区分とは一致しない為、後面側は 分割なしにて提案してよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
21	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.11.5	第2章	第11節	3-4			高圧進相コンデンサ	高圧進相コンデンサとありますが、力率改善・高調波抑制効果・ 経済性等検討し、低圧のコンデンサを提案してもよろしいでしょ うか。	実施設計時に協議に応じます。
22	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.11.6	第2章	第11節	6-1	(1)(2)		動力制御盤 準拠規格、形式	動力制御盤の形式は、コントロールセンタ（JEM-1195）ではな く、汎用性・市場性・拡張性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立形 （JEM1265、電磁開閉器集合盤方式）で提案してもよろしいでしょ うか。	実施設計時に協議に応じます。

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
23	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 11. 8	第2章	第11節	6-6	(4)	オ	ケーブル工事 施工上の注意事項	「炉廻り等で上部がグレーチング床の場合は金属ダクトを用いること。」とのことですが、蓋付きのケーブルラックの使用も可としていただけないでしょうか。	ご提案に委ねます。
24	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 11. 11	第2章	第11節	8-4	(3)		非常用発電設備 設計基準	「非常用発電機の電圧を高圧（6. 6kV）とする場合には、系統電圧回復時の非常用負荷への給電の無停電切換（瞬時切換）を、．．． 母線連絡遮断器によって実施できるよう計画すること。」とありますが、以下理由により、母線連絡遮断器ではなく受電側遮断器（特高変圧器2次遮断器）で行う提案とさせていただけないでしょうか。 <理由> ・非常用発電機による1炉起動対応施設の場合、非常用発電機電源は母線全体に給電するため連絡遮断器は設けないこと。 ・蒸気タービン発電機自立運転から系統側へ並列する際の遮断器と統一を図りたいこと。	実施設計時に協議に応じます。
25	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 11. 12	第2章	第11節	9-1	(4)	イ (ア)	直流電源装置 蓄電池形式	近年標準的に採用されているシール型鉛蓄電池の使用を可としていただけないでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
26	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 12. 5	第2章	第12節	3	(3)	ア	I T V装置 カメラ	「屋外に設置するカメラは、 SUS 製ケース入りとし、．．．」とありますが、同等の性能を有し、屋外設置の実績がある重耐塩、重耐候性製品の使用も可とさせていただけないでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
27	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 12. 5	第2章	第12節	3	(3)	イ	I T V装置 モニタ	「クレーン操作室のモニタは、投入時に対象ホッパが表示されるように、自動切り替えモードを計画すること。」とありますが、クレーン操作室のモニタを4分割表示とし、ごみ投入ホッパを常時監視する計画としてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
28	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 12. 6	第2章	第12節	4-1	(1)		中央監視盤 形式	「形式[鋼板製屋内自立形（中通路式）]」とあります。 最近の清掃工場の多くは、中央操作卓(オペレータコンソール)のみでプラント機器の操作監視を行っており、中通路付きの中央監視盤は設けていません。 2. 11. 5頁 4-1 電力監視操作盤 にて、“オペレータコンソール方式も可とする”とあります。また、2. 11. 7頁 6-4 中央監視操作盤にて、“計装設備の計装盤に含む”とあります。 上記を踏まえ、中央監視盤は設けず、近年使用実績が多いオペレータコンソールタイプの採用といった事業者提案としても宜しいでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
29	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.12.6	第2章	第12節	4-2	(3)	ア (ア)	オペレータコンソール C P U	「数量〔2〕台（マスター及びスレーブ）」とありますが、冗長化の方法は、マスター・スレーブ方式ではなく、並列冗長方式とさせて下さい。 近年は、各DCSメーカとも、一般のFAパソコンを複数台設置する並列冗長方式を採用しております。	実施設計時に協議に応じます。
30	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.12.6	第2章	第12節	4-2	(3)	ウ (ウ)	オペレータコンソール キーボード	「形式〔フラットキーボード〕」とあります。 最近のD C Sメーカ標準仕様に合わせ、フラットキーボードではなく一般的なJISキーボードとしてよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
31	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.12.7	第2章	第12節	4-4	(3)	ア	プロセスコントロール ステーション	(ア) 炉用P C S (イ) 共通設備用P C S (ウ) 受変電・発電用P C S に分割されていますが、受変電・発電用P C Sは共通設備用P C Sに含めてもよろしいでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
32	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2.13.4	第2章	第13節	13			機器搬出装置	“機器搬出装置：更新”との記載があります。 揚重機器（ホイスト・チェンブロック等）については更新としますが、既設のホイストレール・吊フック材等については、調査の上、“更新／改修／補修／新設”の何れかによるものとし、具体的な考え方については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案に委ねます。
33	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3.1.3	第3章	第1節	3	(2)		土木工事 予期せぬ地中障害物	「本整備事業においては、土木工事は発生しない想定である」とありますが、余熱利用設備等の埋設配管の更新があります。 ご指示いただいていない地中障害物が発見された場合は協議とさせていただくことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3.2.2	第3章	第2節	2	(2)		建築物劣化度診断調査 対策	事業者による補完的な追加調査の結果、要求水準にご指示が無い対策が必要・追加となった場合の、更新・改修・補修費用は、協議させていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです（実施設計時の事業者による補完的な追加調査によって、要求水準書及びその添付資料に記載されていない対策が必要になった場合は、協議に応じるものとします。）。
35	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3.2.8	第3章	第2節	2	(10)		工場部門 諸室仕様 その他必要な工事	「その他必要な工事について、本市の指示に従うこと」と記載がありますが、必要な工事とはどのような工事を想定されていますでしょうか。	現時点で想定している具体的な工事はありませんが、リニューアル整備の進捗に伴って副次的に必要な工事が発生する可能性を踏まえて記載しております。
36	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3.4.2	第3章	第4節	4			消火設備工事	「所管の千葉市消防局との協議により」と記載がありますが、消防様と事前協議を行うことは妨げないと認識してもよろしいでしょうか。また、他の官庁関係様との協議も妨げないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
37	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3. 5. 3	第3章	第5節	2	(7)	イ	避雷設備 仕様	「JIS A 4201避雷針基準によること」とありますが、避雷設備も 既存設備に合わせて保護角60度以下での対応と理解してよろし いでしょうか。	JIS A 4201では、受雷部の配置について「回転球体法」「保護角 法」「メッシュ法」の3つが示されていますが、今回の質問は 「保護角法」に限定する質問と思慮します。「保護角法」を採用 する場合、ご質問の内容についてはお見込みのとおりです。 なお、要求水準書（案）に記載のとおり、その他の手法を採用す ることも可とします。
38	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3. 5. 3	第3章	第5節	2	(10)	ア	EV車用充電設備工事	「本設備は、災害時に各避難所へ電気自動車により電気を運ぶ目 的があることから、高潮等の発災時にも運転できるようにするこ と」とありますが、発災後（高潮が引いた後）の供用再開と理解 してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	4. 2. 4	第4章	第2節	2	(2)		アスベスト含有資	「アスベスト含有資材は、煙突外筒の下地調整モルタル（商品名 NSゼロヨン）に使用されている可能性がある（添付資料14を参 照。）」と記載があります。 それ以外の部位にてアスベスト含有資材が発見された場合は別途 協議とさせていただくことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	4. 2. 5	第4章	第2節	3			安全衛生管理、教育	〔ダイオキシン類汚染部に該当する部分の解体作業管理区域内で の作業に従事する作業者については、工事前に作業者名簿を作成 し、血液サンプリングを行うこと。〕とありますが、従事する作 業者全員（除染～解体）でしょうか。若しくは選抜された人員と 考えて宜しいかご教授下さい。	工事請負事業者の労働健康管理責務の一環として必要な作業者に 対して血液サンプリングを実施してください。（除染工事に従事 する人が対象で、除染完了後の解体工事のみに従事する人は対象 外です。）
41	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	4. 2. 5	第4章	第2節	4	(1)	ア (キ)	解体工事内容	ダイオキシン類の作業区域から外部への排気についての記載があ りますが、記載各フィルターを有しない負圧集塵機でも管理基準 0.6pg-TEQ/m3以下に出来れば使用可能と考えて宜しいでしょ うか。ご教授下さい。	お見込みのとおりです。 ただし溶断を伴う場合は、作業区域から外部への排気をHEPAフ ィルター及びチャコールフィルターにより適切に処理してくださ い。
42	要求水準書 運営・維持管理 業務編（案）	7	4	(2)	①			処理対象物の受入れ	受入時間について、12：00～13：00も受け入れを実施するの で しょうか。	お見込みのとおりです（12～13時も受入れを実施します。）。
43	要求水準書 運営・維持管理 業務編（案）	7	4	(2)	①			処理対象物の受入れ	「なお、本市が事前に提示する場合は、上記に関わらず受入れを 行うこと。」とありますが、貴市で想定されている事前に提示す る場合の内容・頻度等をご教示ください。	例えば、他自治体からの災害廃棄物受入れ要請への対応等が想定 されますが、その頻度をあらかじめ提示することはできませんの で、これに係る経費の見積は不要です。

1．質問への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問内容	回答
44	要求水準書 運営・維持管理 業務編（案）	8	4	(2)	③			処理不適物の保管	処理不適物のご指定場所での保管とありますが、その後の保管物の運搬・処理は貴市の所管と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書 運営・維持管理 業務編（案）	8	4	(2)	⑤			維持管理業務	「定期修繕期間中においても、6日間程度はごみの受入れが行えるように修繕計画を検討すること」とありますが、定期修繕期間中の受入れを実施する場合の頻度（毎年なのか、隔年なのか）について、ご教示ください。	毎年とします。
46	要求水準書 運営・維持管理 業務編（案）	11	4	(2)	⑰			元指定廃棄物	要求水準書設計・建設業務編（案）1.12.7頁 7元指定廃棄物の取扱いについて の、(3)測定業務の実施 と同じく、測定業務が必要か、ご教示ください。	運営・維持管理業務期間中（令和13年4月以降）は本市で測定を行います。設計・建設業務期間中（令和8年4月1日～令和13年3月31日）のみ、民間事業者において測定を実施してください。